

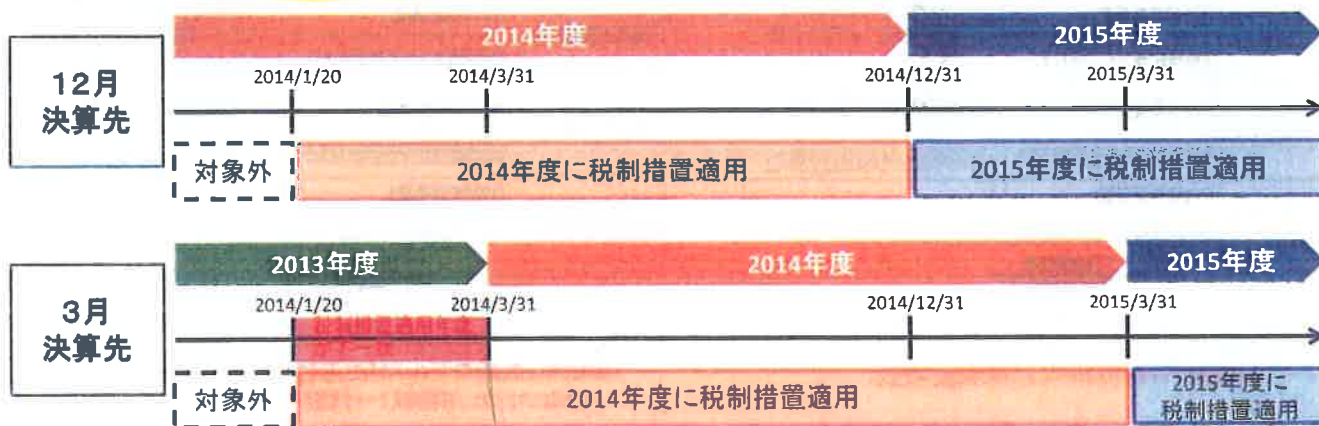
## 6. その他留意事項

### ○各税制措置の適用関係

- ✓ 産業競争力強化法の施行の日(平成26年1月20日)以降に取得等をし、かつ、事業の用に供した設備が対象。

### ○設備の事業供用年度と税制措置適用年度が不一致となる場合

- ✓ 平成26年3月31日までに終了する事業年度にて対象設備を取得等し事業に供用した場合は、その年度では税制措置が受けられず、翌事業年度に税制措置を受けることとなる点に留意。
- ✓ 具体的には、下記事例の通り、12月決算先については平成26年3月末までに行った投資について今年度に税制措置を適用できるが、3月決算先については平成26年3月末までに行った投資について今年度は税制措置を適用できず、来年度に今年度分と来年度分の措置がまとめて適用されることとなる。



14

## 7. 問い合わせ先

### ○担当課および連絡先

	生産性向上設備投資促進税制	中小企業投資促進税制(上乗せ措置)
北海道経済産業局	地域経済課(直通:011-709-1782)	同左
東北経済産業局	地域経済課(直通:022-221-4876)	中小企業課(直通:022-221-4922)
関東経済産業局	地域経済課(直通:048-600-0254)	中小企業課(直通:048-600-0321)
中部経済産業局	地域振興課(直通:052-951-2716)	中小企業課(直通:052-951-2748)
中部経済産業局北陸支局	地域経済課(直通:076-432-5518)	産業課 (直通:076-432-5401)
近畿経済産業局	地域経済課(直通:06-6966-6065)	中小企業課(直通:06-6966-6065)
中国経済産業局	地域経済課(直通:082-224-5684)	同左
四国経済産業局	地域経済課(直通:087-811-8513)	中小企業課(直通:087-811-8529)
九州経済産業局	企業支援課(直通:092-482-5435)	同左
沖縄総合事務局経済産業部	地域経済課(直通:098-866-1730)	中小企業課(直通:098-866-1755)

### ○制度に関するお問い合わせ

- <生産性向上設備投資促進税制>  
経済産業省 経済産業政策局 産業再生課 (直通:03-3501-1560)
- <中小企業投資促進税制(上乗せ措置)>  
中小企業庁 事業環境部 財務課 (直通:03-3501-5803)

15